

市原市防災庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1 業務名称

市原市防災庁舎建設基本設計業務委託

2 業務内容

本特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）は、市原市防災庁舎建設基本設計業務（建築総合、建築構造、電気設備、機械設備の基本設計業務及び調査業務をいうものとし、以下「本業務」という。）の委託に適用する。

なお、業務上の要件及び設計における与条件については、市原市防災庁舎建設基本設計業務委託プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）を遵守し、市原市防災庁舎建設基本計画（平成26年1月、以下「基本計画」という。）を踏まえることとする。

3 履行期間

業務委託契約締結日の翌日から平成26年12月26日までとする。

II. 業務仕様

本業務は「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省官庁営繕部）によるものとする。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、設計業務を受託した者（以下「受託者」という。）の責任において完備しなければならない。

1. 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。

(2) 専門分野を担当する主任技術者の資格要件は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、募集要項による同種業務、類似業務の実績がある者については、この限りではない。

ア 建築（総合）

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を有する者であること。

イ 建築（構造）

構造設計一級建築士を有する者であること。

ウ 電気設備

設備設計一級建築士を有する者であること。

エ 機械設備

設備設計一級建築士を有する者であること。

注：構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格者は、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した通知書を受けた者、若しくは、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた者であること。

2. 本業務を受託した場合の業務の履行

受託者は、募集要項に基づき提出した業務実施体制により、本業務を履行するとともに、技術提案書における提案事項については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行うなど、監督員の承諾を得て業務を遂行すること。

また、設計成果について、「官庁施設の環境保全性基準」（平成 23 年 3 月 31 日付け国営環第 5 号）に規定する項目に関する総合的な環境保全性能や、生涯二酸化炭素排出量 LCCO₂ の評価を実施すること。

3. 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成の上発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。なお、募集要項に基づき提出した配置予定の管理技術者及び主任技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることの確認及び承諾を発注者から得るものとする。

(1) 業務概要

本業務の実施方針、成果品の内容及び部数

(2) 業務工程

作業項目別工程計画、打合せ計画

(3) 業務実施体制

組織計画（協力事務所、再委託を含めた体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先

(4) 管理技術者（総括責任者）

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

(5) 主任技術者（主たる担当技術者）

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

(6) 担当技術者

担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

(7) 協力事務所及び再委託先

名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び内容、主たる担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

Ⅲ. 業務内容

1. 調査業務

防災庁舎建設予定地周辺の地盤構成を探り、建築構造物の設計・施工（免震装置の導入検討を含む）に必要な資料を得るとともに、地震時における地盤の振動性状を推察し、設計の基礎資料とするため、次の事項の調査を実施し、調査結果を考察の上、とりまとめて報告すること。

ア 調査方法 下記目安を基に、協議により決定する。

（調査目安）

ロータリーボーリング調査（標準貫入試験含む） 5箇所（86φ、30m）
構内水平載荷試験6回、土質サンプリング4試料、物理・力学試験一式

イ 主な調査内容

- ① 土層構成の把握及び支持層の確認
- ② 各地層の物理・力学的土性の把握、強度及び沈下特性の確認
- ③ 地盤の変形特性の把握、液状化の判定
- ④ 地盤の振動状態の把握
- ⑤ 敷地の地盤条件を考慮した地震波の作成
- ⑥ 弾性波速度検層

2. 設計業務

設計業務は、基本計画に記載する項目について検討を行い実施する。なお、業務は、標準業務及び追加業務で、範囲は以下のとおりとし、業務内容については別表1のとおりとする。

(1) 標準業務の範囲

平成21年国土交通省告示第15号 別添一第1項及び第2項に掲げるものとする。

- ① 建築（総合）基本設計（情報収集・準備、条件検討、比較検討、各種計画設計）
- ② 基本設計図書の作成（建築（構造）基本設計、電気設備基本設計、機械設備（昇降機設備を含む）基本設計）
- ③ 概算工事費の検討（追加業務による積算数量に基づいて算定、平成26年9月末までに検討し、中間報告時に結果を提示する。）
- ④ 各種検討・手続き業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ① 想定数量に基づく積算業務（建築（総合・構造）、電気設備、機械設備）※仮設計画含む
- ② 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- ③ エネルギーセンター方式による効率的な設備改修計画
（ライフサイクルコストの最適化を考慮した中長期計画）
- ④ 3Dモデル作成
外観（市庁舎敷地内及び市民会館連絡橋を含む範囲、増築部分はカラーや質感を表現する）及び、内観（空間イメージが認識できるもの）使用ソフト：SketchUp ver.8により表示・操作・編集可能なもの
- ⑤ 全体工程計画作成（仮設計画から竣工移転まで）
- ⑥ 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）による発注及び契約の際に必要な数量調書、工事費積算書、各種図面及び設備条件等を付記した諸室リスト等（要求水準書）の作成
- ⑦ 防災広場の整備計画

(3) その他

- ① 上記に加え、受託者の技術提案事項による検討成果の作成。

IV. 業務の実施条件等

本業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

1. 設計と条件

(1) 施設の場所

市原市国分寺台中央一丁目1番地1

(2) 施設の用途

庁舎「平成21年国土交通省告示第15号」別添2類型4の第2類に該当

(3) 敷地の条件

ア 敷地の面積

約45,245㎡

イ 用途地域及び地区の指定

近隣商業地域 建築基準法第22条指定区域

建ぺい率 80% 容積率 200%

(4) 施設の条件

ア 施設の延べ面積

約8,500㎡

イ 主要構造

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建て

免震構造

ウ 「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類

構造体	建設非構造部材	建設設備
I 類	A 類	甲 類

(5) 建設の条件

実施設計・建設工期 平成27年度から、可能な限り平成28年度中の完成を目標とする。

予定概算工事費 3,700,000千円(税抜き)

(6) 設計と条件詳細資料

その他、設計と条件については、次の資料による。

基本計画(平成26年1月)

募集要項

(7) 主要施設計画の内容

ア 防災庁舎の新築工事基本設計一式(意匠・構造・設備)

計画建物 防災庁舎、連絡通路(本庁舎棟1・2階)

その他必要に応じ、市民会館連絡橋架替、バスシェルター建替、エネルギーセンター増築

イ 既存エネルギーセンター設備改修工事基本設計一式(設備・意匠)

建物概要 延べ面積1,272㎡(鉄筋コンクリート造平屋建)

設備概要 機械関係:給湯設備、空気調和設備、消火設備、給水設備、衛生設備等

電気関係:受変電設備、非常用発電設備、中央監視盤等

ウ 防災(多目的)広場整備工事基本設計一式(外構)

整備概要 現市民広場 約6,000㎡の全面整備

平常時の使用 市民広場、イベント開催、臨時駐車場

災害時の使用 一時避難場所

2. 打合せ及び記録等

(1) 打合せ時期及び記録等

次の時期に行い、受託者は速やかに記録を作成し、次回打合せ時までには検討結果資料等を添えて発注者に提出すること。

ア 各業務着手前

イ 定例打合せ（2週間に1度程度を基本とし、そのうち2回に1回は、庁内検討会議〔防災・情報〕、〔窓口・執務スペース〕、〔建築・設備〕の3分科会として実施する。）

ウ その他発注者又は管理技術者が必要と認めた時

(2) 打ち合わせ時の3Dモデルソフトの使用について

次の打合せについては、原則として3Dモデルソフトによる映像を使用して行うこととする。この際、打合せに用いた修正前後のモデリングデータについては、時系列を追って確認できるよう、適宜保存し打合せ記録とともに提出すること。

ア 建築（総合）分野に関わる平面・立面・断面計画の検討を行う時（スケルトン・インフィルの整合等）

イ その他立体的な納まりの検討に関わる時（空調ダクト他天井設備配管等）

3. 中間報告

平成26年9月末に、事業費概算及びそれまでの検討結果、進捗状況を中間報告として庁内検討会議に発表する。

(1) 中間報告資料

ア 3つの分科会の検討結果

イ 事業費概算（工事費概算＋報告時点で算出可能なシステム等付帯費）

(2) 報告の仕様

ア 報告資料をA3横にまとめ左横綴じとしたもの

イ アのプレゼン用ファイル（マイクロソフトパワーポイント2010で表示可能なもの）

ウ 3Dモデルのイメージファイル

4. 適用基準等

本業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等の規定による他、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの（最新版）によるものとし、事前に監督員の承諾を得ること。

(1) 共通

(ア) 官庁施設の基本的性能基準

(イ) 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領

(ウ) 官庁施設の総合耐震計画基準

(エ) 官庁施設の環境保全性基準

(オ) 環境配慮型官庁施設計画指針

(カ) 市原市景観条例及び施行規則

(キ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

- (ク) 千葉県福祉のまちづくり条例
- (ケ) 省エネルギー建築設計指針
- (コ) 公共建築設計業務委託共通仕様書
- (サ) 建設副産物の手引き
- (シ) 千葉県建設リサイクル法実施指針
- (ス) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- (セ) 千葉県電子納品運用ガイドライン

(2) 建築

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (イ) 建築設計基準
- (ウ) 建築構造設計基準
- (エ) 建築工事設計図書作成基準
- (オ) 建築工事標準詳細図
- (カ) 公共建築工事標準書式
- (キ) 建築鉄骨設計基準
- (ク) 鉄筋コンクリート構造配筋要領
- (ケ) 擁壁設計標準図
- (コ) 構内舗装・排水設計基準

(3) 設備（電気、機械等）

- (ア) 建築設備計画基準
- (イ) 建築設備設計基準
- (ウ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (エ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (オ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (カ) 電気通信設備工事共通仕様書
- (キ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (ク) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- (ケ) 排水再利用・雨水再利用システム計画基準
- (コ) 建築設備耐震設計・施工指針
- (サ) 建築設備設計計算書作成の手引き
- (シ) 建築設備の維持保全と劣化診断
- (ス) 建築設備・昇降機耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）

V 成果品及び提出部数

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

1. 成果物等の提出先

市原市総務部総務課庁舎管理係

2. 調査業務の成果物

以下のとおりとする。

調査業務種別	内 容		提出部数等
(1) 地質調査	調査結果報告書	報告書A4製本版	3部
		報告書(電子データ)	CD-R
		土質標本	1式

3. 設計業務の成果物の規格及び提出部数

(1) 紙製本版

以下の構成により原本(くるみ製本及びファイル綴)、及び複写(ファイル綴)を作成し、提出する。

成果物	規格	製本版提出部数		備 考
		くるみ	ファイル綴	
1. 建築(総合)				
(1) 建築(総合)基本設計図書	A3横	1部	10部	<p>文書表記は11ポイント以上を原則とする。ただし、図面内に表記されている画像処理された文字については、読み取れれば可とする。</p> <p>図面の縮尺については、A3版において適宜100分の1単位で最適化し、拡大・縮小コピーは行わない。</p> <p>主要な部分については適宜詳細図を適切な縮尺で追加する。</p> <p>工事概算書には、単価に関する資料(見積書、単価根拠等)を含むものとする。</p>
① 計画説明書				
② 仕様概要書				
③ 仕上概要表				
④ 面積表及び求積図				
⑤ 敷地案内図				
⑥ 配置図(外構・防災広場含む)				
⑦ 平面図(各階)				
⑧ 断面図				
⑨ 立面図(各面)				
⑩ 主要部詳細図				
(2) 建築(総合)計画書	A3横		3部	
① 空間構成・動線計画				
② 防犯・防災計画				
③ 仮設計画				
④ 全体工程計画				
⑤ 環境負荷低減計画書				
⑥ 外構計画(防災広場整備含む)				
(3) 設計数量計算書	A3横		3部	
(4) 工事費概算書	A3横		3部	
(5) その他建築(総合)比較検討資料	適宜		3部	
2. 建築(構造)				
(1) 建築(構造)基本設計図書	A3横	1部	10部	技術別比較検討
① 構造計画説明書				
② 構造計画概要書				
(2) 設計数量計算書	A3横		3部	
(3) 工事費概算書	A3横		3部	
(4) 各種技術資料	適宜		3部	

3. 電気設備 (1) 電気設備基本設計図書 ① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 (2) 設計数量計算書 (3) 工事費概算書 (4) 各種技術資料	A 3 横 A 3 横 A 3 横 適宜	1 部 3 部 3 部 3 部	1 0 部 3 部 3 部 3 部	技術別比較検討
4. 機械設備 (1) 給排水衛生設備基本設計図書 ① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 (2) 空気調和・換気設備基本設計図書 ① 空気調和・換気設備計画説明書 ② 空気調和・換気設備設計概要書 (3) 昇降機等 ① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 (4) 設計数量計算書 (5) 工事費概算書 (6) 各種技術資料	A 3 横 A 3 横 A 3 横 A 3 横 A 3 横 適宜	1 部 1 部 1 部 3 部 3 部 3 部	1 0 部 1 0 部 1 0 部 3 部 3 部 3 部	技術別比較検討
5. その他 ○防災情報システム導入計画検討書 ○新窓口システム導入計画検討書 ○工事期間中のエネルギー供給計画書 (市庁舎、議会厚生棟、市民会館) ○エネルギーセンター L C C 最適化計画書 ○非常用電源供給計画書 ○その他プロポーザルによる検討結果資料 ○各打合せ記録書類及び提出諸書類 ○関係法令チェック表 ○パース (3 D モデル内から協議により外観 2 面、内観 3 面程度を選択) 及び日影図	A 3 横 A 3 横 A 3 横 A 3 横 A 3 横 適宜 A 4 縦 A 3 横 A 3 横	3 部 3 部 3 部 3 部 3 部 3 部 1 部 1 部	3 部 3 部 3 部 3 部 3 部 3 部 1 0 部 1 0 部	

- (注) 1) 成果物の名称や内容は、発注者と受託者との事前協議により、詳細を決定すること。
 2) 設計図書、関係法令チェック表、及びパース、日影図について、全分野を 1 冊にまとめて製本すること。
 3) 設計数量計算書及び工事費概算書について、全分野を 1 冊にまとめて製本すること。
 4) 計画書、資料について、全分野を 1 冊にまとめて製本すること。
 5) 打合せ記録書類及び提出諸書類について、全分野を 1 冊にまとめて製本すること。

(2) 電子納品版

以下の構成により電子納品版を作成し、提出する。

成果物	規格	部数	備考
製本版に収めた全てのデータ	CD-R 又は DVD-R	3部	

- (注) 1) 成果物のファイル形式は、発注者と受託者との事前協議により、詳細を決定すること。
- 2) 納品するCD-R, DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本版と同じタイトルを付したフォルダを作成し、焼き付けること。
- 3) データについては、製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、以下の形式により格納すること。
- ①文書：Microsoft Word形式又はMicrosoft Excel形式
 - ②表、グラフ：Microsoft Excel形式又はMicrosoft PowerPoint形式
 - ③写真データ：Jpeg形式
 - ④CADデータ：JWCAD形式又は同ソフトで正常に出力可能な形式
 - ⑤3Dモデリングデータ：SketchUp ver.8により表示・操作・編集可能な形式

4. 記載内容の整理

設計図書等については、電子データ及び工事種目、工事科目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。

5. 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

なお、提出されたデータについては、防災庁舎建設実施設計・工事の請負業者に貸与し、実施設計及び工事監理に際し、使用できるものとする。

VI その他

1. 修補

- (1) 受託者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
- (2) 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をして検査職員の検査を受けなければならない。

2. 契約内容の変更

発注者は、履行期間の変更に伴う設計委託料の増額変更は行わないものとする。

3. 業務遂行上の留意点

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守するとともに、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、本業務の開始に先立ち、業務全体の工程表を提出し、発注者の承認を得るとともに、各業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

- (3) 受託者は各調査の過程で現地調査や現地作業を伴うものについては、事前に作業日程及び作業内容について、監督員と打ち合わせし、承認を得たうえで行わなければならない。
- (4) 受託者は、発注者が別に委託した防災庁舎建設に関わる業務支援業者による、本業務に係わる協議事項や質疑が発注者の指示に基づいて行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。この際、発注者は受託者に対し、当該業務支援業者の名称等を事前に通知するものとする。
- (5) 業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。

4. 公共建築設計者情報システムへの登録

受託者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録すること。

なお、登録に先立ち、登録内容について、発注者の承認を得ること。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として「業務カルテ仮登録」を提出し、業務完了後に速やかに登録を行うこと。

【別表1】基本設計業務内容（一部追加業務の内容及び範囲と重複するものを含む）

1. 建築（総合）基本設計	
(1) 情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者により設定された条件の把握（基本計画等） ○現地調査等（敷地、周辺環境等） ○類似事例調査 ○関係法令調査 ○業務スケジュールの設定 ○各種打合せ
(2) 条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ○設計条件の設定（要求性能、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等） ○設計方針の設定（設計理念、仕様等）
(3) 比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ○性能面からの機能・形態検討 ○設計理念・意匠上の検討 ○概算工事費の検討 ○施工性の検討 ○仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討（ライフサイクルコストによる比較検討）
(4) 各種計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ○施設配置計画の作成 ○空間構成計画の作成 ○動線計画の作成（本庁舎敷地へのアプローチ、敷地内動線、サイン誘導計画、ユニバーサルデザイン） ○防犯・防災計画の作成 ○平面・断面計画の作成（各諸室利用計画含む） ○設計数量及び概算工事費の算出 ○環境負荷低減計画の作成（CASBEE 目標ランク設定） ○外構計画の作成（防災広場の整備計画含む） ○関係機関等との法令等チェック表の作成
2. 建築（構造）基本設計	
(1) 情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者により設定された条件の把握 ○現地調査（地盤・地質条件、近隣環境等） ○類似事例調査 ○関係法令調査 ○業務スケジュールの設定 ○各種打合せ
(2) 条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ○設計条件の設定（要求性能、立地制約条件等） ○安全性能の設定（積載荷重、風荷重、地震荷重） ○設計方針の設定（設計理念、構造仕様等）
(3) 比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ○免震構造種別の検討 ○免震装置の検討 ○工事費の検討 ○施工性の検討

	(4) 構造計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ○構造計画（試設計による解析、構造システム、仕様概略設計） ○設計数量の算出 ○設定条件への適合性の確認 ○各種計画設計との調整
--	------------	---

3. 電気設備基本設計		
	(1) 情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者により設定された条件の把握 ○現地調査（現地状況、電力・電話等の関連施設等） ○類似事例調査 ○関係法令調査 ○業務スケジュールの設定 ○各種打合せ
	(2) 条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ○設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等） ○設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）
	(3) 比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ○設備種別の検討 ○使用機器等の検討 ○工事費の検討 ○施工性の検討 ○維持管理コスト及び管理上の課題検討
	(4) 電気設備計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ○各種電気設備計画（電力、照明、非常用発電等） ○情報・通信設備計画 ○設定条件への適合性の確認（省エネ、地球温暖化、非常時対応等） ○設計数量の算出 ○各種計画設計との調整
4. 給排水衛生設備基本設計		
	(1) 情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者により設定された条件の把握 ○現地調査（現地状況、給・排水、ガス等の関連施設等） ○類似事例調査 ○関係法令調査 ○業務スケジュールの設定 ○各種打合せ
	(2) 条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ○設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等） ○設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）
	(3) 比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ○設備種別の検討 ○使用機器等の検討 ○工事費の検討 ○施工性の検討 ○維持管理コスト及び管理上の課題検討
	(4) 給排水衛生設備計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ○給排水設備計画（平時、非常時等貯水計画含む） ○設定条件への適合性の確認 ○設計数量の算出 ○各種計画設計との調整

5. 空調換気設備基本設計	
(1) 情報収集・準備	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者により設定された条件の把握 ○現地調査（現地状況、給・排水・ガス等の関連施設等） ○類似事例調査 ○関係法令調査 ○業務スケジュールの設定 ○各種打合せ
(2) 条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ○設計条件の設定（要求性能、法令等制約条件等） ○設計方針の設定（設計理念、仕様、使用機器の設置場所等）
(3) 比較検討	<ul style="list-style-type: none"> ○設備種別の検討 ○使用機器等の検討 ○工事費の検討 ○施工性の検討 ○維持管理コスト及び管理上の課題検討
(4) 空調換気設備計画設計	<ul style="list-style-type: none"> ○空調設備計画 ○換気設備計画 ○特殊設備計画 ○設計数量の算出 ○各種計画設計との調整
6. 分野共通各種検討業務	
<ul style="list-style-type: none"> ○全体工程及び仮設計画の作成 ○防災情報システム導入計画の作成 ○新窓口システム導入計画の作成 ○工事期間中のエネルギー供給計画（市庁舎、議会厚生棟、市民会館）の作成 ○エネルギーセンターLCC最適化計画 ○非常用電源供給計画（太陽光発電・コージェネレーションシステム検討含む）の作成 ○昇降設備計画の作成 ○その他プロポーザルによる検討事項 	

(注) 1) コスト比較はイニシャルではなく、ライフサイクルコスト（LCC）で行う。

2) プロポーザルによる検討事項については、発注者と受注者との事前協議により、詳細を決定する。

3) 6に示す各分野共通業務を行う際は、上記1から5の分野別担当主任技術者の中からリーダーを定め報告すること。ただし、1から5の主任技術者以外にリーダーを定める場合は、その他分担業務分野担当主任技術者の経歴等（市原市防災庁舎建設基本設計業務委託プロポーザル様式6）を提出すること。